



「焼却ごみ1/3削減」キャラクター
へらそうくん

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 年次報告（平成28年度版）

千葉市環境局

はじめに

千葉市では、平成24年3月に策定した千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、「まだできる！ とともに取組むごみ削減・一歩先へ」をビジョンに、5つの数値目標及び27の個別事業を掲げ、現在、ごみの減量・再資源化の推進に取り組んでいます。

計画に掲げた5つの数値目標を達成するためには、本計画のビジョンや目標を、市民・事業者の皆様と共有し、さらなるごみの減量に向け、ともに取り組むことが重要であると考えます。

平成28年度は、平成26年度に「焼却ごみ1／3削減」（年間焼却ごみ量25万4,000トン）の削減目標を達成したことを受け、引き続き、2つの清掃工場における安定的なごみ処理体制（3用地2清掃工場運用体制）への移行を目指し、さらなるごみの減量・再資源化に取り組みました。

本報告書では、平成28年度における5つの数値目標に対する27の個別事業の進捗状況についてまとめましたので、市の取組みにご理解をいただくとともに、引き続き、ごみの減量・分別にご協力いただきますようお願い申し上げます。

目 次

1	千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要		P 1
2	平成 2 8 年度のごみ処理フロー		P 2
3	計画の進捗状況について		
(1)	計画目標の状況		P 3
ア	総排出量		P 4
イ	焼却処理量		P 5
ウ	再生利用率		P 6
エ	最終処分量		P 7
オ	温室効果ガス排出量		P 8
(2)	個別事業ごとの進捗状況		P 9
(3)	平成 2 8 年度に実施した主な取り組み		P 1 0

<別添>

資料 1 個別事業調書（平成 2 8 年度の実績）

資料 2 個別事業ごとの実施計画について（個別事業台帳）

第1章 計画策定の趣旨

計画策定の目的

前計画の策定から5年を経過したことから、前計画で掲げる3清掃工場から2清掃工場への実現とその後の安定的な処理体制の確立を目指し、3Rの考え方を基本とすることや、積極的な環境負荷の低減と経済性・効率性などを求め時点修正を行い、焼却ごみのさらなる削減と再資源化率の向上を目指すことを目的に改定を行う。

第2章 ごみ処理の現状と課題

ごみ処理の現状（H22実績）

○前計画における数値目標と進捗状況

	H16（基準年） 実績値	H22		H22年度の達成 状況	H28（目標年） 目標値
		計画値	実績値		
総排出量	422,000t	429,000 t	382,000 t	○	420,000 t
焼却処理量	338,000 t	293,000 t	267,000 t	○	254,000 t
再生利用率	22.0%	35.1%	32.9%	×	44%
最終処分率	8%	5.6%	5.8%	×	3%
温室効果ガス 排出量	112,000t	74,000 t	118,000 t	×	50,000 t

ごみ処理の課題

前計画で未実施である4事業（1～4）の実施及び北谷津清掃工場の廃止

- 1 家庭ごみの有料化
- 2 プラスチック製容器包装の再資源化の推進
- 3 生ごみの再資源化の推進
- 4 剪定枝等の再資源化の推進
- 5 北谷津清掃工場の廃止

第3章 ビジョン

まだできる！ とともに取組むごみ削減・一歩先へ

＜前計画＞（ビジョンの効果）

- ① ごみの焼却に伴う温室効果ガスの大幅な排出削減
- ② 最終処分場の延命化
- ③ 清掃工場の建設費用と維持管理費用の節減

（前計画目標）

- ・総排出量：平成28年度 420,000トン
- ・焼却処理量：平成28年度 254,000トン

（本計画目標）

- ・総排出量：平成33年度 364,000トン
- ・焼却処理量：平成33年度 220,000トン

一歩先へ

＜本計画＞（新たに加えるビジョンの効果）

- ① 新たな資源化と2清掃工場での効率的な熱回収による化石燃料などの天然資源の消費抑制
- ② 温室効果ガス排出量の削減と天然資源の消費抑制に伴う、地球環境保全・持続可能な社会構築への貢献

第4章 基本方針

＜基本方針1＞

市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。

＜基本方針2＞

分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。

＜基本方針3＞

低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。

第5章 計画フレームと数値目標

計画フレーム

- 計画期間
- 平成24年度から平成33年度までの10年間

数値目標項目	本計画目標値	
	平成28年度	平成33年度
総排出量	372,000 t	364,000 t に抑制
焼却処理量	227,000 t	220,000 t に削減
再生利用率	42%	43%に引き上げ
最終処分量	18,000 t	17,000 t に削減
温室効果ガス排出量	86,000 t	83,000 t に削減

※前計画における未実施4事業を実施することにより、焼却処理量の計画目標を達成し、中間年である平成28年度末に北谷津清掃工場を廃止し、3清掃工場から2工場体制への移行を実現する。

第6章 目標達成に向けた施策展開

基本方針1：10→9事業 基本方針2：9→10事業 基本方針3：10→8事業 27事業へ再編

＜新規事業＞

- ・事業7 ごみ出し支援サービスの実施（家庭ごみ有料化とセットで実施予定）
- ・事業11 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進
- ・事業17 さらなる資源化品目の検討・推進施策（製品プラスチック・小型家電等）
- ・事業26 新たな資源化システムの検討

第7章 計画の推進・管理

- 1 計画・目標の共有化



- ・より多くの市民・事業者が関心をよせるPRの実施
- ・周知徹底のためのぎめ細かな説明会等の実施
- ・「一歩先に進んだ取組み」を推進するための体制づくり

- 2 毎年度の進行管理



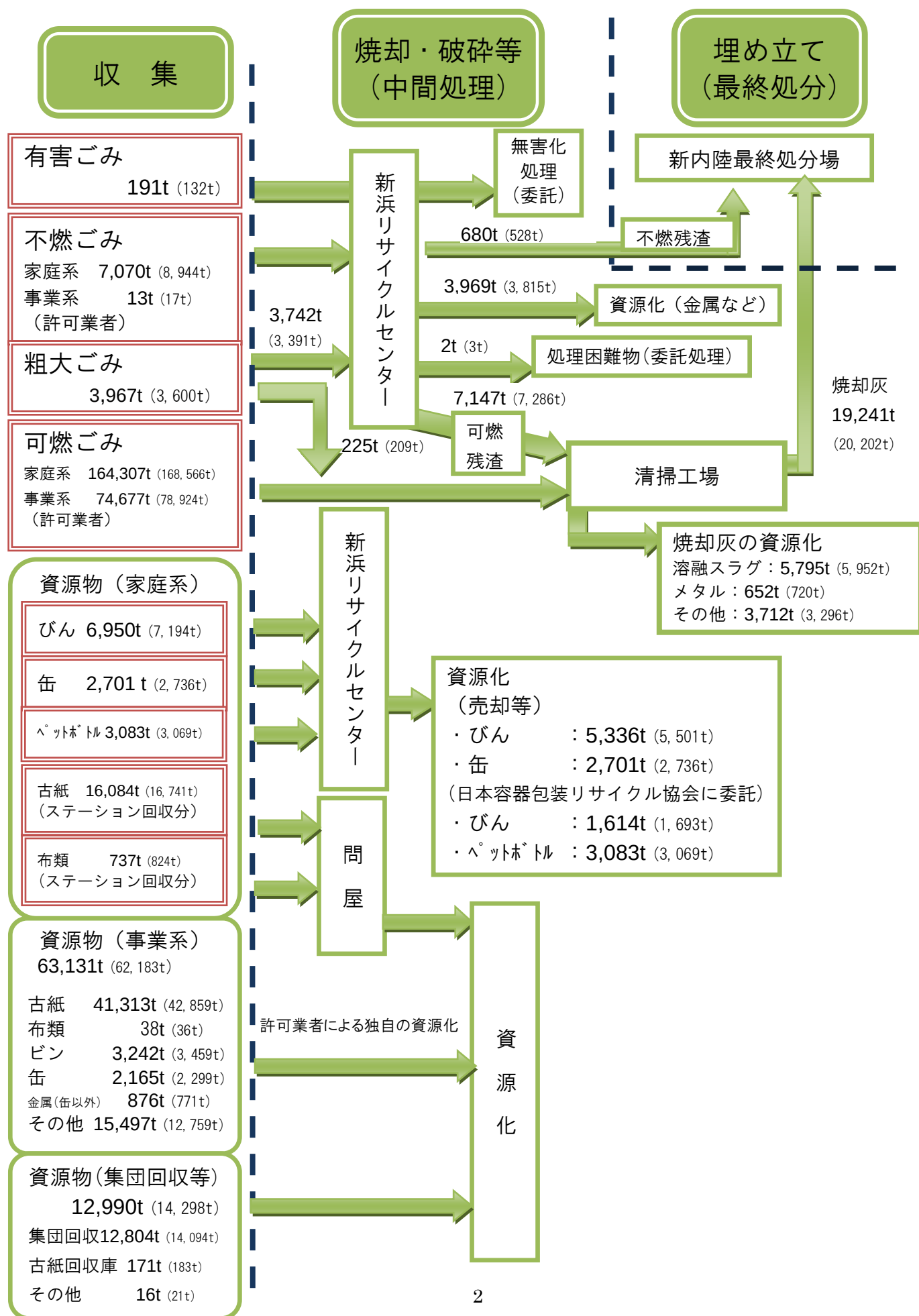
- ・計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況の把握
- ・個別事業の評価及び見直し
- ・計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況の公表

- 3 中間目標年度における
計画全体の評価と見直し



- ・計画の中間年度（平成28年度）における計画全体の評価と見直し
- ・新たな施策の導入や処理施設の整備等について検討・判断し、計画に反映するとともに、市民・事業者の意見を伺い見直しに反映

2 平成28年度のごみ処理フロー（カッコ内は平成27年度数値）



3 計画の進捗状況について

(1) 計画値の達成状況

計画では、平成33年度を目標年次として達成すべき5つの具体的な数値目標を掲げています。

本計画の中間目標年度でもある平成28年度は、5つの数値目標のうち、総排出量は計画値を達成しましたが、焼却処理量・再生利用率・最終処分量・温室効果ガス排出量は計画値に達しませんでした。

表1：計画値と実績値の比較

	平成28年度			平成33年度 (目標年度)
	計画値	実績値	達成状況	
総排出量 ¹ (t)	372,000	358,837	○	364,000
焼却処理量 (t)	227,000	246,156	×	220,000
再生利用率 ² (%)	42.0	33.3	×	43.0
最終処分量 ³ (t)	18,000	20,562	×	17,000
温室効果ガス排出量 (t)	86,000	97,988	×	83,000

¹ 総排出量：以下の①、②、③の合計

①家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源物（びん、缶、ペットボトル、古紙、布類、生ごみ、剪定枝等）、粗大ごみ）

②事業系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、事業系資源物（びん、缶、金属等、古紙・布類、厨芥類など）

③集団回収、古紙回収庫、使用済小型家電拠点回収、廃食油資源回収、その他の拠点回収

² 再生利用率：ごみの総排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率＝再生利用量／総排出量×100）

※再生利用量：家庭系資源物、集団回収、古紙回収庫、使用済小型家電拠点回収、廃食油資源回収、その他の拠点回収、事業系資源物、不燃ごみ・粗大ごみの破碎後資源化量、有害ごみ・焼却灰等再資源化量の合計

³ 最終処分量：埋立焼却灰量と直接埋立量（破碎残さ量を含む）の合計

ア 総排出量

平成28年度の総排出量は 358,837t となり、計画値より 13,163t、前年度と比べて 8,652t (2.4%) 減少し、計画目標値を達成しました。

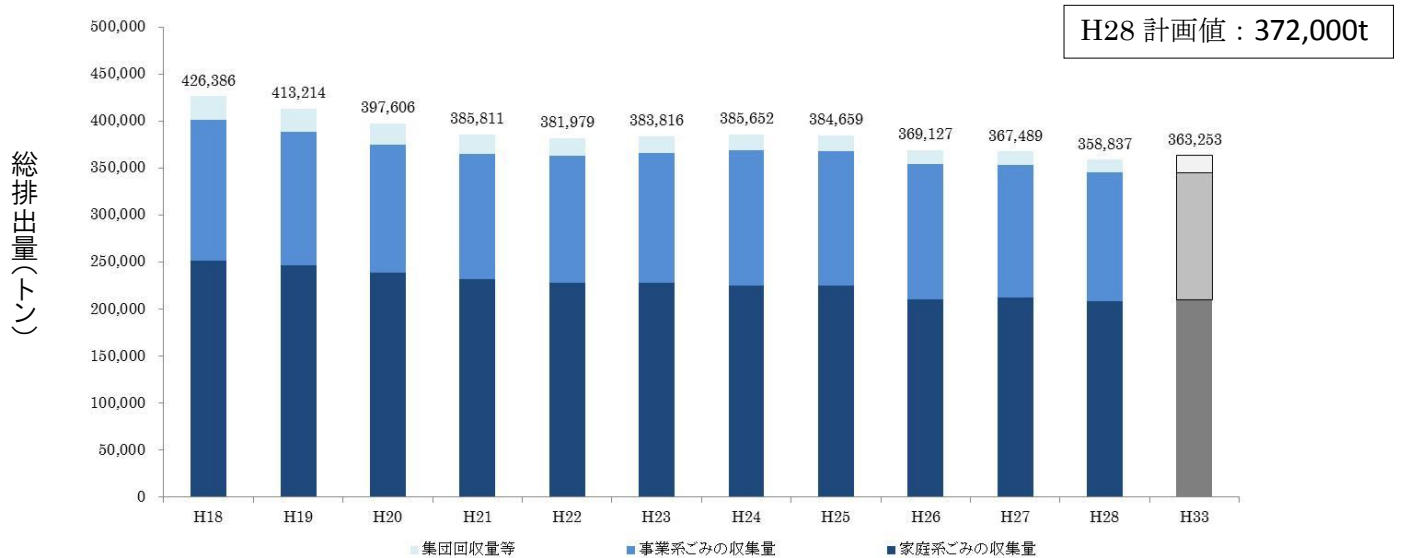


図1 ごみの総排出量の推移

イ 焼却処理量

平成28年度の焼却処理量は246,156tとなり、前年度と比べて6,680t(2.6%)減少しましたが、計画目標値である227,000tに達しませんでした。

このうち、家庭から排出される焼却ごみの量は171,759t(前年度比4,302t(2.4%)減)に、事業所から出される焼却ごみの量74,397t(前年度比2,378t(3.1%)減)となりました。

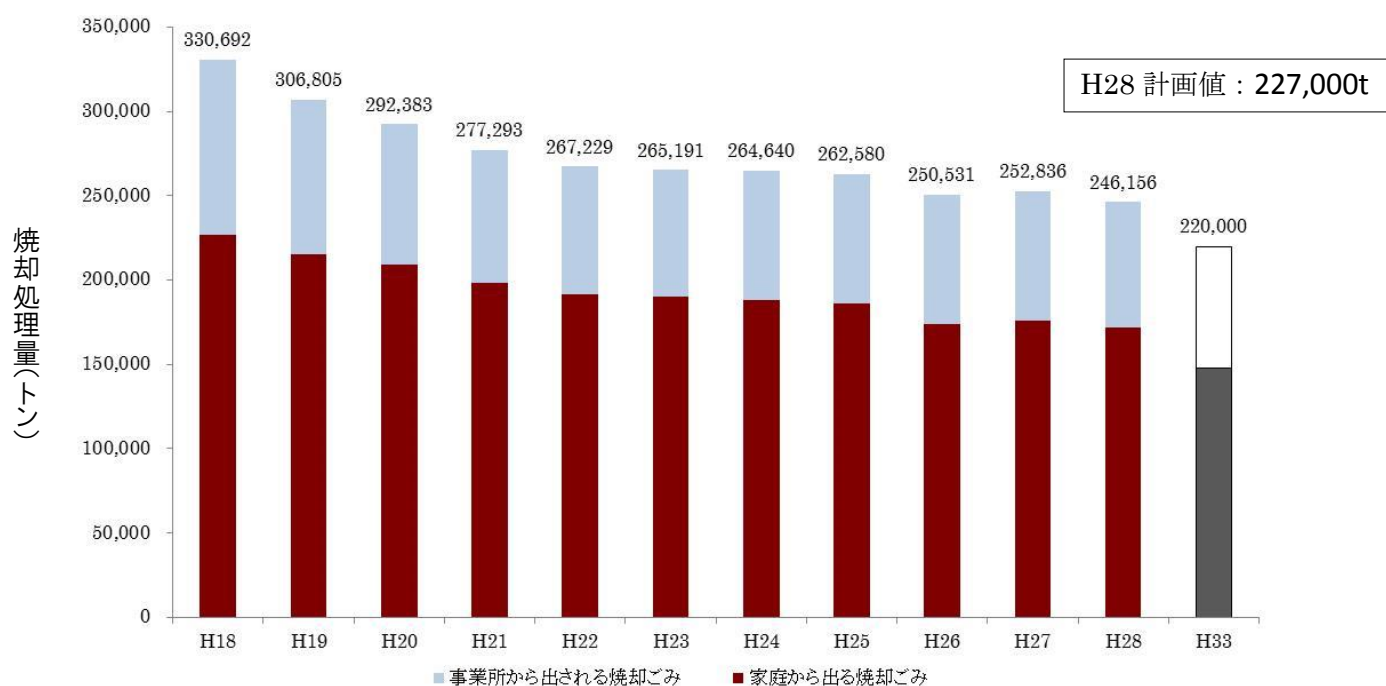


図2 焼却ごみの量の推移

ウ 再生利用率

平成28年度の資源物の収集量は94,009tでした。

このうち、家庭から出された資源物（集団回収等を除く）は30,878tとなり、前年度と比べて53t（0.2%）増加しました。

また、事業所から出された資源物は63,131tとなり、前年度と比べて948t（1.5%）増加しました。

集団回収等や焼却灰の再資源化等を含めた最終的な再生利用量は119,605tで、このことから再生利用率は33.3%となり、前年度と比べて0.7%増加しましたが、計画値である42.0%に達しませんでした。

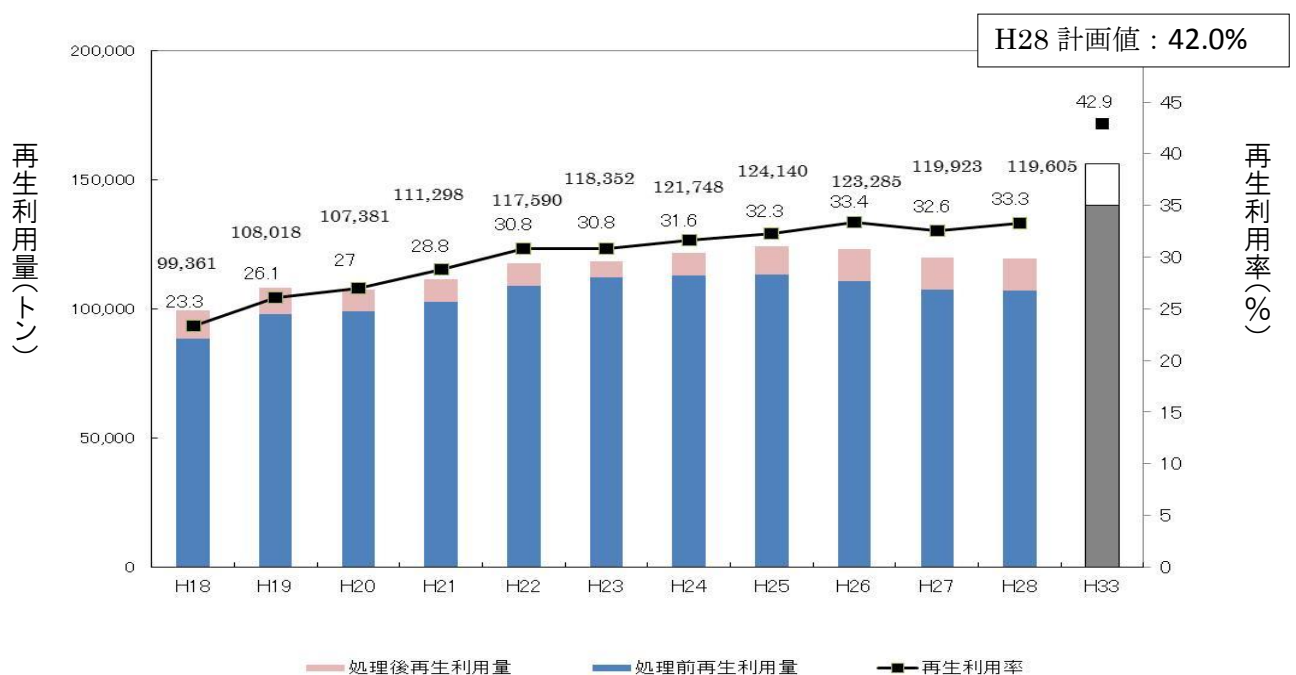


図3 再生利用量、再生利用率の推移

エ 最終処分量

平成28年度の処分量は、前年度と比べて888t（4.1%）減少して20,562tとなりましたが、計画値である18,000tには達しませんでした。

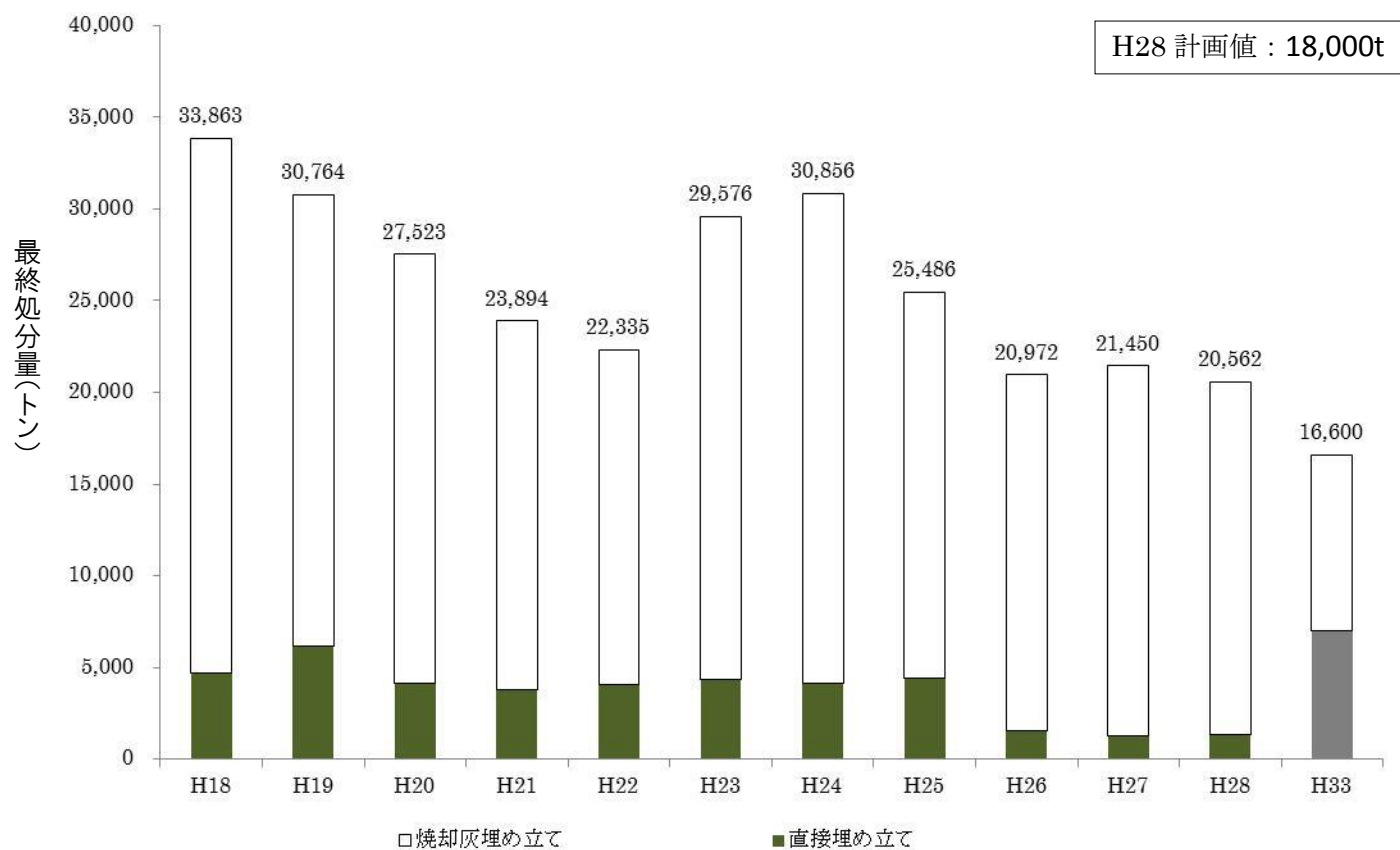


図4 最終処分量の推移

オ 温室効果ガス排出量

平成28年度の温室効果ガス排出量は焼却ごみの組成の変化の影響を受け、97,988tとなり、前年度と比べて8,174 t（9.1%）増加したことから、計画値の86,000 tに達しませんでした。

表2：温室効果ガス排出量の内訳

（単位：トン）

	清掃工場稼働 に伴う発生量 (A)	廃棄物の焼却 に伴う発生量 (B)	売電、熱供給に 伴う間接削減量 (C)	合計 (A+B-C)
計画	※	※	※	86,000
実績	16,477	112,069	30,558	97,988
実績－計画				11,988

※計画値は、全体の排出量のみ計上しています。

(2) 個別事業ごとの進捗状況

ア 個別事業の進行管理について

計画では、ビジョンである「まだできる！とともに取り組むごみ削減・一歩先へ」の達成に向けて、3つの基本方針に沿って27の計画事業を実施することとしています。

計画を着実に推進するために、計画事業の進捗状況を毎年度把握し、進行管理を行うとともに、計画目標を確実に達成できるよう、必要に応じて個別事業の見直しや改善を行うこととしています。

イ 進捗状況の把握方法

事業の進捗状況については、以下のとおり把握することとしています。

- ・ 数値での把握が可能な事業については、事業ごとに管理指標を設定し、指標に基づいて進捗状況を把握します。
- ・ 数値で進捗状況を把握することが困難な事業については、計画に基づき設定した事業実施スケジュールとの比較により、進捗状況を把握します。排出抑制を推進する事業や施設の整備、震災時の廃棄物処理に関する事業などが該当します。

なお、平成28年度の実施状況をまとめた「個別事業調書」と個別事業ごとの実施計画を掲載した「個別事業台帳」は資料として添付しています。

(3) 平成28年度に実施した主な取り組み

※「新」は新規、「拡」は拡充、
下線は重点的に実施した取り組み

基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。

計画事業名	主な取り組み
1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大	○協定店と連携した協定店のごみ減量の取り組みPRの強化（協定店への資源物排出促進） ○優良事業者表彰（ちばルール協定店 1 事業者を表彰）
2 国及び他自治体との連携	○九都県市廃棄物問題検討委員会 減量化・再資源化部会での3R普及促進事業（食品ロス削減の普及啓発のため、外食事業者と連携した「スマイルフォトコンテスト」や、事業者の「容器&包装ダイエット」の取組とその製品を紹介し、容器包装ごみの削減に向けた消費者行動を提案する「ごみ減量スマイルキャンペーン」等を実施） ○災害時における相互支援・広域連携
3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化	拡 <u>○食べ切りキャンペーンの実施</u> <u>（ちーバル2016 参加飲食店204店舗に対し、食べきりにつながる取組（小盛りメニューの設定や声掛け等）の実施を依頼。5 ホテルにおける宴会幹事向けチラシや利用者向け啓発品の配布、市立小・中学校でのポスター掲示や校内放送等の実施）</u> 新 <u>○手つかず食品等の回収 各区区民まつりにて実施（回収量 223.35 kg）</u> <u>○高校生を対象とした「エコレシピ料理講習会」の実施（2回77人、）</u> 新 <u>○エコレシピ指導者育成講習会の実施（1回 16人）</u> <u>○中学校生徒会と連携した古紙分別収集隊の実施</u> <u>（H27:6校、182.9kg→H28:7校、440.9kg）</u> <u>○ごみ分別スクール（市立小学校等H27:113校→H28:113校、</u> <u>受講者数H27:8,250人→H28:8,408人）</u> <u>○市内大学の横断的ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」の育成及び「ちばくりん」によるイベントの企画・運営（活動回数H27:18回→H28:19回）</u> <u>○未就学児（5～6歳児）啓発「へらそうくんルーム」</u> <u>（H27 保育所・幼稚園：12か所→H28 保育所（園）・幼稚園：12か所）</u> <u>○市民説明会「今すぐ実践！ごみ減量講習会」の実施</u> <u>（H27:10回→H28:44回）</u> <u>○ごみ減量広報紙の作成及び配布</u> <u>○環境教育教材の作成及び配布</u> <u>○許可業者との連携による事業所への情報提供（事業系焼却ごみ削減チラシ年1回配布）</u> <u>○中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進</u> <u>○ごみ処理経費などの情報発信</u> <u>○ごみ出しチェック隊「へらソーズ」による3R学習の実施（25校1,867人）</u>
4 生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進	拡 <u>○剪定枝等循環システムモデル事業を実施（中央区）（1,106t削減）</u> <u>○牛乳パックを活用した生ごみ肥料化講習会の開催（1回、29人）</u> 拡 <u>○食べ切りキャンペーンの実施（再掲3）</u> <u>○高校生を対象とした「エコレシピ料理講習会」を実施（再掲3）</u> 新 <u>○エコレシピ指導者育成講習会の実施（再掲3）</u> 新 <u>○手つかず食品等の回収（再掲3）</u> <u>○生ごみ減量機器購入費の助成（対象に段ボールコンポストを追加）</u> <u>・生ごみ減量処理機（H27：97基→H28：129基）</u> <u>・生ごみ肥料化容器（H27：172基→H28：195基）</u> <u>○生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣（派遣回数H27:11回→H28：9回）</u> <u>○剪定枝チップ機の貸出（貸出回数 H27：203回→H28：145回）</u>
5 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進	○リサイクル情報コーナーにおける不用品交換情報の提供等 ○リユース食器に関する情報の提供

計画事業名	主な取り組み
6 料金の見直しによるごみの排出抑制	○ 搬入手数料の改定（平成28年4月1日施行） ○ 家庭ごみ手数料徴収制度導入（3年間）の効果検証（ごみ排出量の推移、ごみ組成の変化、手数料の使途）
7 ごみ出し支援サービスの実施	○ 支援団体の募集及び事業の実施 ・対象世帯数 H27:69 世帯 → H28:65 世帯 ・登録団体数 H27:28 団体 → H28:31 団体
8 環境美化の推進・不法投棄の防止	○ 美しい街づくり活動団体の支援（支援団体数 H27:488 件 → H28:493 件） ○ 「路上喫煙等ポイ捨て防止」に関する街頭キャンペーン（9回） ○ ごみステーション美化活動等に関する表彰（9団体、個人8名） ○ 廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用 ○ 監視カメラ等の貸与（監視カメラ貸与団体数 H27:41 団体→H28:30 団体） ○ 不法投棄等防止監視業務の民間委託 ○ 不法投棄防止看板・ステーション看板的配布 ○ 不法投棄防止月間（6、12月）に市政だよりへ特集記事の掲載及び立看板の設置
9 C-EMS による市庁舎等における率先した3Rの推進	拡 ○環境マネジメントシステムを指定管理者施設へ拡大の検討 ○ 適用施設による省エネ行動の実施と温室効果ガスの排出削減の実現 ○ 適用施設における廃棄物排出削減等の継続 ○ 許可業者との連携による事業所への情報提供（再載3）

基本方針2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。

計画事業名	主な取り組み
10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援	新 ○事業者との協働による再資源化の推進 新 ○BDF 利用実施事業（環境事業所のごみ収集車2台の燃料として使用） 拡 ○ 食べ切りキャンペーンの実施（再掲3） 拡 ○ 廃食油（使用済みのてんぷら油等）回収リサイクルにおける拠点の拡充 （拠点数 H27:27 拠点 → H28:32 拠点） （回収量 H27:5,345ℓ → H28:6,832ℓ） ○ 協定店と連携した協定店のごみ減量の取り組みPRの強化（協定店への資源物排出促進）（再掲1） 拡 ○資源物の持ち込み回収の実施 ○ 雑がみ分別ボックスの事業所への配布による再資源化の促進（H27:399 事業所 → H28:322 事業所） ○ 中学校生徒会と連携した古紙分別収集隊の実施（再掲3） ○ 廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用（再掲8） ○ 許可業者との連携による事業所への情報提供（再載3） ○ 中小規模の事業者に対する周知・啓発の推進（再載3）
11 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進	新 ○BDF 利用実施事業（再掲10） 拡 ○ 廃食油（使用済みてんぷら油等）回収リサイクルにおける拠点の拡充（再掲10） ○ 中学校生徒会と連携した古紙分別収集隊の実施（再掲3） ○ 市内大学の横断的ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」の育成及び「ちばくりん」によるイベントの企画・運営（再掲3） ○ 廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用（再掲8）

計画事業名	主な取り組み
12 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底	新 ○事業所ごみ分別・排出ガイドブックの作成、配布 ○ 住宅管理会社との連携による単身者向け啓発（再掲 3） ○ ごみ分別排出指導 ○ 資源物等の持ち去り対策 ○ 廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用（再掲 8） ○ ごみステーション美化活動等に関する表彰（再掲 8） ○ 不適正排出ごみに対する指導の実施 ○ ガイドブック（日本語版、外国語版）の作成、配布
13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進	新 ○事業系古紙の拠点回収（H28:1.5t） 拡 ○資源物の持ち込み回収の実施（再掲 10） ○ 協定店と連携した協定店のごみ減量の取り組み PR の強化（協定店への資源物排出促進）（再掲 1） ○ 集団回収の実施 ○ 資源回収奨励補助金の交付及び保管庫等用具の貸与 ○ 資源回収団体の新規登録促進のための説明会の開催 ○ 資源回収団体の表彰（活動の顕著な団体の表彰）（H27:20 団体→ H28:20 団体） ○ 古紙回収庫（市内 20 か所）での古紙回収（H27:183 t → H28:171 t）
14 プラスチック製容器包装の再資源化の推進	○ 容器包装リサイクル法改正の動向を把握するとともに、回収方法・回収量、費用対効果等から実施を検討
15 剪定枝等の再資源化の推進	拡 ○剪定枝等循環システムモデル事業を実施（中央区）（再掲 4） 拡 ○事業系剪定枝等の再資源化の促進
16 生ごみの再資源化の推進	新 ○事業系食品リサイクルリーフレットの作成、配布 拡 ○食品関連事業者に対する生ごみ資源化の誘導 ○ 生ごみ分別収集特別地区事業 ・対象 4 地区 2,760 世帯 ・収集量 H27:240 t → H28:225 t
17 さらなる資源化品目の検討・推進施策	拡 ○資源物の持ち込み回収の実施（再掲 10） 拡 ○使用済小型家電の回収及び回収拠点の拡充 （回収場所 H27:25 か所 → H28:26 か所、回収量 H27:11,290kg → H28:9,210kg）
18 事業所ごみの排出管理・指導の徹底	新 ○商業施設等のテナントに対する分別排出の推進 新 ○適正処理が確認できていない事業者への訪問調査、指導 拡 ○事業所ごみ適正排出監視指導の強化 （H27:15 か所、延べ 60 回 → H28:15 か所、延べ 60 回） ○ 減量計画書を活用した事業用大規模建築物への指導・立入調査の強化 ・立入調査件数 H27:221 件 → H28:170 件 ・対象施設数 H27:496 件 → H28:499 件 ○ 新規開業事業者へ「事業所ごみの処理方法」のリーフレットの送付及びごみ処理方法に関する調査の実施※平成 29 年 3 月以降はガイドブックを送付 ・リーフレット送付 H27:700 事業所 → H28:455 事業所 ・調査 H27:700 事業所 → H28:455 事業所 ○ 事業所ごみ通信「リサイクリンちば」への掲載や廃棄物講演会等による事業者の優れた取り組みの PR ○ 許可業者との連携による事業所への情報提供（再載 3） ○ ごみ分別・排出ルールを遵守していない事業者に対しての指導 （指導件数 H27:91 件 → H28:96 件） ○ 搬入物検査と連動した排出事業所への指導 （指導件数 H27:許可業者 52 件、排出事業者 27 件 → H28:許可業者 23 件、排出事業者 28 件）

19 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施	<u>○搬入物検査の実施</u> <u>・検査台数 H27:18,356 台 → H28:15,032 台</u> <u>(うち展開検査台数 H27:378 台 → H28:513 台)</u> <u>・持込不適物搬入台数 H27:263 台 → H28:203 台</u>
---------------------------	--

基本方針3 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。

計画事業名	主な取り組み
20 収集運搬体制の合理化	拡 ○ 2 清掃工場運用体制移行後の可燃ごみ収集運搬体制の検討 ○ 低公害車の導入の奨励
21 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築	拡 ○ <u>事業系剪定枝等の再資源化の促進（再掲15）</u> 拡 ○ <u>資源物の持ち込み回収の実施（再掲10）</u> ○ 民間施設を活用した生ごみの処理 生ごみ分別収集特別地区事業により収集した生ごみを、ガス化溶融施設及びメタン発酵ガス化施設でバイオガス化 ・収集量 H27:240 t → H28:225 t
22 焼却残渣の再生利用の推進	○ 民間活用による資源化の推進（年間処理委託量 1,998 t） ○ スtockヤードを活用した溶融スラグの全量利用の促進 ・溶融スラグ化量 H27:5,952 t → H28:5,795 t ・売却量 H27:2,583 t → H28:2,695 t ・焼却灰最終処分量 H27:20,202 t → H28:19,240 t
23 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進	○ 焼却施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討 ・新港清掃工場における長期責任型運営維持管理の実施 ・北清掃工場における長期責任型運営維持管理の実施
24 最終処分場の適正管理	○ 最終処分場における長期責任型運営維持管理委託事業の継続 ○ 法令等に基づく適正な埋立処分の実施（即日覆土、中間覆土等） ○ 処分場から発生する浸出水の適正処理及び排水基準の順守（水質検査1回以上/月） ○ 処分場周縁地下水（観測井11本）の水質監視の実施（水質検査1回/月） ○ 処分場周辺の家庭用飲用井戸の水質調査実施（調査地362本/年） ○ 測量実施による埋立残余量の把握（1回/年） ・総埋立量 H27:24,861 m ³ → H28:23,970 m ³ ・埋立残余量 H27:371,919 m ³ → H28:347,949 m ³ ○ ダイオキシン類調査（汚水処理場→浸出水1回/年、放流水2回/年、観測井2ヶ所→1回/年、処分場土壌1か所→1回/年）
25 安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進	新 ○ <u>新清掃工場（北谷津用地）建設事業の推進</u> ・土壌履歴調査、PFI 導入可能性調査、環境影響評価（配慮書）の実施 新 ○ <u>次期リサイクル施設の整備の検討</u> ○ 一般廃棄物処理施設基本計画の作成 ・新清掃工場（北谷津用地）整備基本設計（解体、建築、プラント、外構）・整備事業費、スケジュール、地域計画交付金申請書類作成・PFI 実績調査、パブリックコメント手続き実施
26 新たな資源化システムの検討	拡 ○ <u>資源物の持ち込み回収の実施（再掲10）</u> ○ 安定的な処理を実現するための民間施設を含めた総合的なごみ処理システムの検討 ○ エネルギー利用の強化に向けたごみ処理システムの検討
27 適正処理困難物等の処理推進	○ 適正処理困難物の処理促進についての検討及び促進

ア 達成状況と今後の取り組みについて

平成２８年度は焼却ごみ量を前年度と比べて 6,680t 削減することができました。

平成２９年３月末の北谷津清掃工場の閉鎖や、３用地２清掃工場体制への移行、最終処分場の延命化に向け、さらなる焼却ごみ量の削減が求められることから、前年の「剪定枝等循環システムモデル事業」を拡充し、収集地域を中央区に拡大して木の枝・刈り草・葉の資源収集を行いました。平成２９年度からは、収集地域を全市に拡大し、資源収集の本格実施を予定しております。

さらに、食べ切りキャンペーンの開催やきめ細やかな分別排出指導などにより、ごみの減量・分別に関する啓発の強化を行ってまいります。

また、本計画を策定してから平成２８年度末で５年が経過することから、千葉市廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえ、次期計画の策定を行いましたので、新たな計画のもとにさらなるごみ減量施策に取り組んでまいります。

○ごみの減量・再資源化に係る主な施策（平成 18 年度から）

平成 18 年度

- ・全市域で古紙・布類分別収集を開始
 - ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定
 - ・市役所、若葉区役所、緑区役所に「古紙回収庫」を増設（累計 9 か所）
- 19
- ・ごみ分別スクールの実施
 - ・町内自治会との協働による早朝啓発の実施（H19. 8）
 - ・生ごみ分別収集モデル事業を開始（緑区大椎町）
 - ・ごみ処理手数料の見直しの実施（24 円/kg→36 円/kg）
 - ・資源回収奨励補助金の拡充（実施月数×500 円を加算）
 - ・北清掃工場において、長期責任型運営維持管理事業を開始
- 20
- ・「焼却ごみ 1／3 削減」推進市民会議の設置、開催
 - ・小学生によるごみ出しチェック「ヘラソーズ」の実施
 - ・町内自治会との協働による早朝啓発の実施（H20. 5、H20. 11）
 - ・生ごみ分別収集モデル事業を 3 地区に拡大（若葉区加曽利町、美浜区幸町を追加）
 - ・「古紙回収庫」を増設（累計 18 か所）
- 21
- ・家庭ごみの収集体制を見直し、可燃ごみを週 3 回から週 2 回、古紙・布類の収集を月 2 回から週 1 回に変更
 - ・町内自治会との協働による早朝啓発の実施（H21. 8（2 回）、H21. 10）
 - ・生ごみ分別収集モデル事業を 4 地区に拡大（若葉区新大宮地区を追加）
 - ・「古紙回収庫」を増設（累計 20 か所）
 - ・液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が家電リサイクル法の特定家電品目に追加されたため、排出禁止物に指定
 - ・北谷津清掃工場 1 号炉廃止（H21. 5）
- 22
- ・分別・排出ルールを守らない者に対する指導制度の創設
 - ・千葉市震災廃棄物処理計画改定
- 23
- ・分別・排出ルールを守らない者に対する指導
 - ・新港清掃工場において、長期責任型運営維持管理事業を開始
 - ・ジャパン・リサイクル㈱と「震災廃棄物処理の支援に係る協定」を締結
 - ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定
- 24
- ・生ごみ分別収集特別地区事業を開始
 - ・家庭ごみ手数料徴収制度の導入に向けた「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」等を改正（平成 26 年 2 月 1 日実施）
- 25
- ・家庭ごみ手数料徴収制度導入に係る住民説明会を開催（H25. 5～）
 - ・家庭ごみ手数料徴収制度の導入（H26. 2. 1）
 - ・町内自治会との協働による「家庭ごみ手数料徴収制度」早朝啓発を実施（H26. 2①導入後最初の収集日（2/1. 3. 4）：全庁職員による、②導入後 2 回目の収集日（2/5～7）：環境局職員による）
 - ・使用済小型家電の拠点回収を実施（21 品目、12 か所）
- 26
- ・生ごみ減量処理機及び生ごみ肥料化容器の補助制度を改正し、補助金の上限引き上げ等を実施
 - ・廃食油回収リサイクルを実施
 - ・「焼却ごみ 1／3 削減」（年間焼却ごみ量 25 万 4, 000 トン）の目標達成
- 27
- ・剪定枝等循環システムモデル事業を 2 つの町内自治会単位で実施
 - ・事業者との協働による資源物の持込回収を実施
 - ・段ボールコンポストの購入補助制度を創設
 - ・一般廃棄物処理手数料の改定（平成 28 年 4 月 1 日施行）
- 28
- ・剪定枝等循環システムモデル事業を拡充し、中央区内で実施
 - ・廃棄物空気輸送システムを千葉県より引き継ぐ
 - ・北谷津清掃工場の操業を終了
 - ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定



「焼却ごみ1 / 3削減」キャラクター
へらそうくん